本号で公布された法令のあらまし

◇在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律（法律第三号）（外務省）

1　在ナイロビ国際機関日本政府代表部を設置するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることとした。（別表第一及び別表第二関係）

2　既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することとした。（別表第二関係）

3　在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の小学校に係る加算額の限度の適用対象年齢を引き下げることとした。（第一五条の二関係）

4　在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の月額を規定する通貨を改定することとした。（第一〇条、第一五条の二、第一八条及び第一九条関係）

5　この法律は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第四号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和七年一二月三一日まで延長することとした。（附則第四条関係）

㈡　特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和七年一二月三一日まで延長することとした。（附則第四条の二関係）

㈢　個人の道府県民税及び市町村民税について、定額による特別税額控除を次により実施することとした。

(1)　令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、次の措置を講ずることとした。（附則第五条の八～第五条の一一関係）

イ　前年の合計所得金額が一、八〇五万円以下である所得割の納税義務者（以下「特別税額控除対象納税義務者」という。）の所得割の額から一万円（控除対象配偶者又は扶養親族（この法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき、一万円を加算した金額）を控除することとした。

ロ　都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除における特例控除額の控除限度額及び公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額の算定の基礎となる令和六年度分の所得割の額について、特別税額控除前の所得割の額とすることとした。

ハ　普通徴収について、令和六年六月に徴収すべき税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和六年度中に普通徴収すべき税額から、順次控除する等所要の措置を講ずることとした。

ニ　特別税額控除対象納税義務者の給与所得に係る特別徴収について、均等割の額及び所得割の額ともに令和六年六月において徴収せず、特別税額控除後の給与所得に係る特別徴収税額を同年七月から翌年五月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収することとした。

ホ　公的年金等に係る所得に係る特別徴収について、令和六年一〇月一日以後最初に支払を受ける公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から特別税額控除を行い、なお控除しきれない金額は、以後令和六年度中に特別徴収される公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額から、順次控除する等所要の措置を講ずることとした。

(2)　令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及びこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から一万円を控除することとした。（附則第五条の一二関係）

㈣　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずることとした。（第三七条の二、第三一四条の七及び附則第三条の二の三関係）

㈤　法人税割の課税標準である法人税額について、産業競争力基盤強化商品を生産及び販売した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした。（第二三条及び第二九二条関係）

㈥　中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該事業年度の法人税割の課税標準となる法人税額から当該還付を受けた法人税額を控除し、控除しきれない額は翌年度以降に控除することとした。（第五三条及び第三二一条の八関係）

㈦　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和九年三月三一日までとする等所要の措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

㈧　新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとした。（附則第三条の二の三関係）

2　事業税

㈠　脱炭素成長型経済構造移行推進機構の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものについて、非課税措置を講ずることとした。（第七二条の五関係）

㈡　中間期間において生じた災害損失欠損金額について法人税額の還付を受けた場合において、当該中間期間の属する事業年度の所得の計算上、当該災害損失欠損金額に相当する金額は益金の額に算入しないこととした。（第七二条の二三関係）

㈢　社会保険診療に係る所得割の課税標準の特例措置について、旧介護保険法の規定に基づく一定の介護療養施設サービス等を適用対象から除外することとした。（第七二条の二三関係）

㈣　次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。（附則第九条関係）

(1)　北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(2)　預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(3)　新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(4)　中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(5)　大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(6)　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。

(7)　株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和一一年三月三一日まで延長することとした。